## 遠隔操作による脅迫メール事件等の取調べについての会長声明

他人のパソコンを遠隔操作して、ウェブサイトに脅迫の書き込みをしたり、脅迫 メールを送りつけたとされる一連の事件について、これまで警視庁、大阪府警、神 奈川県警、三重県警が逮捕した男性4人は、いずれも誤認逮捕だったことを捜査機 関が認め、起訴取り消し等の処分を講ずると共に、男性らに謝罪するに至った。

一連の事件については、マスコミ等に対して真犯人を名乗る者からの犯行声明が 送られたことにより、男性らが誤認逮捕であったことが判明した。今後、捜査機関 により適正な捜査がなされ、無関係の人を陥れた「真犯人」を突きとめる捜査に全 力を挙げることが期待される。

一方、今回の事件については、各男性に対する取調べが適正だったかどうかの検 証が不可欠である。

これらの件のうち、警視庁と神奈川県警の事件では、虚偽の自白がなされている。 特に神奈川県警の事件では、被疑者とされた男性(少年)は、捜査官から「自供しないと少年院に行くことになる」と言われ、結果として、ありもしない動機を含めた事件の詳細が書かれた上申書を作成したとされている。まったく身に覚えのない脅迫行為について自分がやったと認め、動機まで記載しているということは、捜査機関による違法又は不適切な取調べがあったことが強く疑われる。

どのようにして虚偽自白がなされるに至ったのか検証することが、再発を防ぐためにも急務であるが、この検証のために必要不可欠な取調べの録画・録音はなされていない。これでは、如何に事後的検証を行おうとしても、密室でのやりとりは正確には検証し得ない。威力業務妨害罪や脅迫罪については、裁判員裁判対象事件と異なり、現在、捜査機関の方針では取調べの録画を行うこととはなっていないが、このように逮捕された4人のうち2人が虚偽自白をしているという事態は、裁判員裁判対象事件等に限定することなく、あらゆる事件において、直ちに取調べ全過程の録画を行う必要があることを端的に示している。これにより、違法・不当な捜査

についての事後的検証が初めて可能となると共に、そもそもかような違法・不当な 取調べ自体を防ぐことも可能となるのである。

また、大阪府警の事件で逮捕・起訴された男性は、起訴後弁護人において保釈請求を行い、令状部裁判官により保釈が許可されたにもかかわらず、検察官による準抗告の申立を受けた大阪地方裁判所担当部が、検察官の主張を認め、保釈を不許可とする判断を行っている。本件のような真犯人でない者であっても、否認している限り身体拘束が続くという「人質司法」の問題点が、ここに如実に表れていると言えよう。

このように、本事件は、今日の刑事司法における諸問題を浮き彫りにした。本事件の反省を活かし、適正な捜査の実現と、無辜が処罰されるという冤罪を防ぐためにも、現在行われている法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、本事件の検証を踏まえて、可視化の実現や人質司法の排除が検討されることを強く求める。

また、今回の事件を反省することにより、警察を含む捜査機関においては、取調べの可視化が、捜査の適正化による真相解明に資するものであるとの点から重要であることを改めて認識し、法制化される前においても、直ちにその実施に踏み切ることを強く求めるものである。

2012年(平成24年)11月1日

大阪弁護士会 会 長 藪 野 恒 明